

世帯と人口
3月1日現在

人口	298,234 (-441)	前月比
男	148,050 (-240)	
女	150,184 (-201)	
世帯数	131,918 (-251)	

(住民基本台帳による)

としま

発行 東京都豊島区 豊島区東池袋1-18-1 窓(981)1111 千170 編集 企画部広報課

広聴電話



この電話は夜間・休日でも
利用できます。

新聞紙上等で、保育料改定の問題が話題となっております。区でも、現在、23区共同で特別区保育問題審議会を設けて、保育内容を今後改善充実していく中で、保育料をどうしたらよいかについて、審議がすすめられております。

ところで、保育園がどういう目的で、どんなしくみによっているかを存じない方が意外に多いようです。また、費用の負担区分も保護者、園、都、区と複雑にからみ合っているため、一層わかりにくいものとなっております。

そこで、今回は、保育園と保育に要する費用など、そのあらましについてお知らせいたします。

保育園の入園申込みは、年間を通じて福祉事務所で行っております。しかしながら、年令別に定員がきまっていること、居住地と通園距離との関係、或は保育園の定員に比べ入園希望者が多いことなどの理由で、入園率は、かなりきびしい状態となっております。

保育園と保育料 現状としくみ



「おひるね」のあとで保母さんと...

保育園とは

○児童福祉法で定められている保育の目的
九条で「日保護者の委託を受けた幼児を保育することを目的とする施設である」と定められています。保護者が、労働に従事したり疾病にかかっているため、その児童の監護ができない場合に、保護者に代わって児童を保育するところが保育園で、最近、特に婦人労働の一般化に伴い、その必要性がますます強くなっています。

また、保育園と幼稚園は、一般に混同して理解されているようですが、幼稚園というものは、学校教育法で定められた「学校」の一種であり「幼児教育」の一環として設けられたもので、入園の方法、保育料の内容についても本質的に異なっています。

要するに、保育園というのは、乳幼児が保育に欠ける場合に限って、保護者にかわって一定時間内

保育園の現状

○入園できない児童が九百余名も
本区では、昭和三十六年に東京都から保育事業が移管されたときは、わずかに二園に過ぎなかったのですが、毎年、保育園建設に努力した結果、今日では、区立保育園数二十七園(収容定員二、八二六名)で、私立保育園数十一園(収容定員九七一名)を併せ、三十八園(収容定員三、八九七名)となっております。しかし、今でも入園できない児童が九百余名もおります。

○働く婦人の増大等で急増する入園希望者
近年、働く婦人の増大、核家族化その他の社会情勢から保育需要が高まることと、保育園が普及一般化した結果、いわゆる「供給が需要を呼ぶ」という現象により新しい入園希望者が増え、常に倍近い競争率となっているわけです。

区においては、きびしい財政難の今日でも、区民の皆様の協力とご理解をいただきつつ、あらゆる困難を克服し、保育園の建設に努力しなければならぬと考えております。

保育料とは

○義務づけられている必要経費の徴収
保育料というのは、保育園を運営するために必要な費用を、保護者から徴収するもので、児童福祉法第五十六条で「保育園の運営に必要な経費は、区長が保護者から徴収しなければならない」と定められ、区長が徴収することを義務づけられております。

しかし、保護者がこの費用の全部または一部を負担できないときは、区、都、区が代って負担することになっております。つまり、保護者は、かかった費用の全額を負担することができないときは、自己の負担能力に応じた額を支払うという応能負担の原則がとられているわけです。

実際上は、課税階級区分によって徴収基準が定められています。表1は、階級別保育料を表わすもので、これは国基準と区の定めた基準とがあります。

国基準というのは、入園後の児童の保護について、国の定めた基準を維持するための費用を対象に最高は、その費用の全額(保育単価)から最低は無料まで、それぞれ保護者の所得に応じて定められているものです。

○区(都)の財源投入二億円に
国基準に比べて、区基準はるかに低くなっているのは、昭和三十一年頃には両基準とも殆んど同額であったものが、保育園運営費が増えるに従って、国基準の保育料が高くなったのに対して、区基準は、保護者の負担を少しでも軽減するために、物価の高騰、賃金の上昇等経済状況の変化にもかかわらず、今日まで十一年の間保育料を据えおいてきたからです。

このため区(都)の財源投入は年々増大し、昭和四十九年度では二億円余に達しております。

(二頁につづきます)

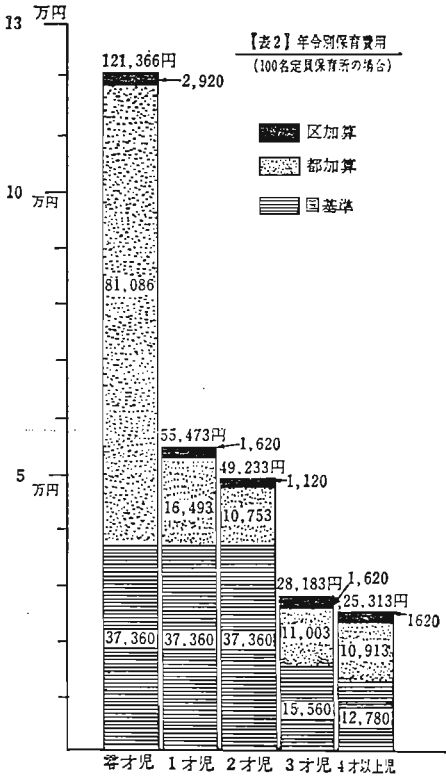
【表1】国と23区の保育料(月額)基準 定員91人~120人の場合

階級	区分	所得												
		所得												
		A	B	C 1	C 2	C 3	D 1	D 2-1	D 2-2	D 3	D 4	D 5	D 6	D 7
生活保護世帯	区民税	3千円	16,801円	3万円	6万円	9万円	12万円	15万円	15万円					
	非課税	3千円	16,801円	3万円	6万円	9万円	12万円	15万円	15万円					
世帯	区民税	3千円	16,801円	3万円	6万円	9万円	12万円	15万円	15万円					
	非課税	3千円	16,801円	3万円	6万円	9万円	12万円	15万円	15万円					
推定(夫婦合算)	0円	168	168~	194.2	226.5	226.5	245.9	245.9	264.6	303	303	340.9	381.9	425.4
	0円	以下	194.2	以上	未済	未済	未済	未済	未済	未済	未済	未済	未済	以上
	0円	2,450	3,450	4,050	4,900	6,900	6,900	8,850	12,350	17,650	30,000	32,070		
	0円	600	800	1,000	1,800	2,200	2,500	4,000	5,000	5,000	5,000			
保育料基準	3歳未満児	0円	0	2,050	3,000	3,600	4,400	6,700	6,700	8,550	12,000	13,340	13,340	
	3歳以上児	0円	0	400	600	800	1,400	1,800	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	
	0円	0	2,050	3,000	3,600	4,400	6,700	6,700	8,550	12,000	13,340	13,340		
	0円	0	400	600	800	1,400	1,800	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300		

注：年収額は、夫が子を2人扶養、妻にも所得がある場合の給与総額(夫の税負担を6:4と仮定)

保育園にかかる費用

保育園集



★運営経費の不足分は 国と都区で 保育園を運営していくための必要な経費は、先にも述べましたように、原則としてその保護者が負担することになっておりますが、その負担の能力に応じて軽減されておりますので、その運営の経費の不足分は、国と都区が税金で賄っているわけです。

ここで問題となりますのは、表2をご覧になるとわかるように、保育園を運営していく経費はこれだけでよいと決めた、国の基準(保育単価)が、実際にかかる費用に比べて、非常に低く見積もられているということです。

★都区の超過負担の原因は 低すぎる国の基準に 保育園経費のうち、税金で賄われる部分の負担割合は国が8.10、都1.10、区1.10と決められておりますが、国の負担額は、実際にかかった経費をもとにして計算されるのではなく、国が定めた低い基準によって行われます。

したがって、国が定めた基準と実際にかかっている費用との差は、すべて都や区にとって余分な負担となってまいります。いわゆる超過負担と呼ばれているのがこれです。

例えば、表2の欄の養育一人を保育するには、1か月11、336円かかるのに、国では、37、360円(国基準)におおき、その8.10を負担するだけです。当然その不足分は、都や区で埋めることとなりますが、そのため昭和四十九年度では、約八億円にもなっているのです。

★求められる負担の適正化 国への強い働きかけ 保育園については、このほかに、建設費用の超過負担など、大きな問題が、さらに都や区の財政を圧迫しております。しかも一方では、保育園の増設や保育内容の改善など、緊急な数多くの課題が山積している状態です。

したがって、保育のしごとに必要な経費は、今後ますます増大するものと考えられます。

一方、これを賄う財源については経済がすでにいゆる低成長時代に入った今日、多くのそむきとは無理で、したがって今後も引き続き、多大な負担を投入していくことは、きわめて困難であります。

このような状況の中で、保育事業をさらに充実発展させていくためには、何よりも、国に対して、超過負担の解消など、国の負担が、強く働きかけていく必要があります。

一方、保護者の方々が負担される保育料についても、租税負担と受益者負担の適正なあり方という観点から、あらためて検討される必要があるものと考えます。

はじめに申しあげた「保育問題審議会」は、保育園の利用対象者三名、保育園関係者三名、学識経験者十名によって構成されておりますが、区としては、慎重な審議を通じて適切な答申が得られることを、強く期待しております。

一頁からの続き

国民健康保険料 助産費の給付額 改定

求められる保険財政の健全化 区議会でも審議中!

豊島区では、3月9日に国民健康保険運営協議会より答申を得て、保険料の均等割額と限度額・助産費の給付額改定案を区議会に提案しました。

この改定案は議決をまち4月か実施されようとするものです。

均等割額と 限度額の改定

国民健康保険は、本来、皆さんの納めている保険料と、国庫支出金によってまかなわれるもので、病気やけががなされたとき、安心して治療に専念できるようにするための相互共済の制度です。

しかし、実際は、年々増大する医療費のため、都の支出金でこの不足分を補っている現状です。

この額も最近では、保険料を上回るほど多額となっております。また、他の市町村では、年々保険料を改定してきているため、特別区の保険料と比較して、豊島区はその増減が非常に大きくなっております。

このたびの改定は、こうした不均等を是正すること、国民健康保険の財政を健全化するために行うものです。

所得割額の料率は逆行しており、所得割額の料率は逆行しております。

区分	改定案	現行	
保険料	均等割額	2,400円	600円
	限度額	120,000円	80,000円
助産費	40,000円	20,000円	

助産費の 給付額の改定

助産費の給付額について、給付水準を引上げるため、改定を行おうとするものです。

改定案が区議会に議決された場合は、次号(4月10日発行)でくわしい内容をお知らせする予定です。

事務手数料の一部が変わります

- 4月1日から
- ①住民基本台帳関係
 - ▽住民票の写し・記載事項等の証明は 一枚につき 一五〇円(旧四〇〇円)
 - ②外国人登録関係のもの
 - ▽外国人登録簿証明は 一枚につき 一五〇円(旧四〇〇円)
 - ※くわしくは ①住民記録係(内線2441)
 - ②証明係(内線2435)
 - ③外国人登録係(内線2443)までおたずねください。
 - ③区立幼稚園
 - ▽入園料・保育料は 4月の入園から、入園料、保育料の額が、つきのように変わります。
 - ▽入園料 一、〇〇〇円(旧五〇〇円)
 - ▽保育料(月額) 二、〇〇〇円(旧一、五〇〇円)

- ★高松児童館 77420
- ▽3日 児童館合同卓球大会
- ▽13日 2時 児童館でどんなところ? 一 新一年生のための説明会: おはなしと本の読み聞かせなど
- ▽19日 3時 3時 子どもの日記念行事実行委員会: 毎週木曜日の日、毎週火・金曜レコーダの日。
- ★西果児童館 715-2301
- ▽14日 3時 新しい友だちようこそ! 一 父兄の方もいっしょに。
- ▽17日 3時 「めだかまつり」 一 開館6周年記念の実行委員会: 小学3年生以上なら委員に出来ます。
- ▽16日 から図書のかし出しを、
- ★南大塚児童館 7665
- ▽10日 2時 「こんにちは一年生」 新しく入学したお友だちと楽しく
- ▽28日 2時 半 「子どもの日のつどい」 みんなでおもしろいものに
- ▽新しい本がたくさん! 貸出し日は月・木曜の3時から。
- ▽新しくのお友だちへ! 小学一年生・中学生までは入館カードを作りましょう。就学前の幼児と高校生以上の大人の方は、受付で名前とそのつど記入してください。幼児は大人の付添が必要ですよ。
- ★池袋児童館 74992
- ▽17日 「新一年生歓迎映画会」
- 一 チョロリン村の村長選挙はか。
- ▽24日 「連続進学大会」
- ★高田児童館 76600
- ▽29日 から、合同卓球大会の子選代表を選びます。▽24日 2時 「すもも大会春場所」
- ★南長崎児童館 73042
- ▽10日 2時 半 「映画会」▽10日 6時半 「子供父母会」▽14日 3時 「みんなであそぶ体力測定」▽28日 3時 「花や野菜を育てよう」
- ▽5月1日の「わかばまつり」に
- 一 〇出願のため毎月曜3時半から器楽合奏練習(パイパーのため、子ども向き用品をお持ちしています。)(光上金は施設に寄付します)
- ▽毎水曜日 「図書貸出し」
- ★西果児童館 77420
- ▽3日 10時 児童館合同卓球大会
- 選手のお友達、がんばれ!

春の交通安全運動

4月6日～4月15日

今年も春の交通安全運動が、4月6日から15日までの10日間、全国的に展開されます。

交通事故は、年々減少の傾向にありますが、子どもの交通事故は増える傾向にあります。例えば、都全域の子どもの死亡事故については、49年の87人から、50年は104人と17人も増えています。

今回の運動は、このような痛ましい子どもの事故の防止を重点として進められます。一層充実した運動にするため、区民の皆さんの積極的なご協力をお願いします。

運動の重点

☆歩行者、特に子どもとお年寄り並びに身体の不自由な方の交通事故防止

☆自転車利用者の交通事故防止

☆自動車利用の自衛とゆっくり走行の励行

スローガン

△子ども向け▽ とび出す車
△歩行者向け▽ 危ない！ 子を
△一しかるより 手を引こう
△運転者向け▽ 運転が、示すあなたのお人柄

交通安全事故をなくすため、次のようなことを必ず守るよう習慣づけましょう。

▽新入児童、新入園児をお持ちのお母さんへ

・入学（園）前に子どもと一緒に

通学（園）路を歩いて、危険な場所ではおひとりひとりの安全を考えよう。

・忘れ物を取り帰るのは事故のもとです。忘れ物をさせないよう、休む前に、必ず翌日の準備をさせましょう。

・朝になって叱つたりすると、思わぬ事故を起すことがあります。朝は笑顔で、子どもを送り出しましょう。

▽幼児をお持ちのお母さんへ

・一人歩きができるようになった幼児をお持ちのお母さんは、絶対に子どもから目を離さないようにしましょう。特に洗濯や家事をするときには、玄関などに鍵をかけたりして、子どもが一人で外へ出られないようにしましょう。

・子どもを連れて外出するときには、必ず子どもの手を握って、車の通らない側を歩かせましょう。道路を渡るときは、必ず横断歩道や歩道橋を渡りましょう。

▽自転車に乗る方へ

・一時停止の標識のある所や、見通し悪い所では、必ずいったん止まって安全を確認しましょう。

・右折をするときは、信号にしたがい安全を確認して、右大回りをして進みましょう。

・歩道通行可の所では、歩行者に注意しながら歩道を通行するようにしましょう。

運転者講習会のお知らせ

月日(曜)	場所
3月26日(金)	果鴨信用金庫本店ホール
"	池袋第三小学校
27日(土)	椎名町小学校
29日(月)	西果鴨小学校
"	要町小学校
30日(火)	朝日小学校
31日(水)	大塚台小学校
"	千早小学校
4月2日(金)	果鴨小学校
"	長崎小学校
3日(土)	雑司谷小学校

※時間は午後6時30分から8時まで。
※内容は講習と映画です。
※スリッパ・安全運転カードを持参してください。

△ドライバーの方へ

・裏通りは、そこに住んでいる方たちの生活道路です。混雑を避けたり、近道をするために、裏通りを通り抜けるのはやめましょう。

・グループで遊んでいる子どもの中には、遅れた行動をとったり、突然おどろいたり、自転車で急に曲つたりする子どもがいます。車を運転するときには、子どもの特性をよく考えて運転しましょう。

・経済速度（時速40キロ）で走れば、△交通事故が減る△有害排出ガスが少なくなる△V/A走る音が静かになる△V/Aガソリン代が安くなる△という4つの効果があるのは、か、いらいらや緊張が少なくなるため疲れません。車を運転するときには、経済速度を守ってゆっくりに走りましょう。

東京都公害防止条例のあらまし

この条例は、三つの原則を明示した前文と、第一章（総則）、第二章（公害発生源の規制）、第三章（緊急時の措置）、第四章（公害監視委員会等）、第五章（雑則）、第六章（罰則）の六つの章から構成されています。

今回は、この中で事業者が直接関係のある第二章の公害発生源の規制のうち「工場」と「指定作業場」について、簡単に紹介してみたいと思います。

工場 指定作業場の届出

指定作業場の届出

振動等の基準（表1）に適合すると認められる場合に認可され、その工事が完成したら完成届を提出し、認定を受けなければなりません。認定を受けるには、豊島区には現在、この条例の規制対象となる工場（表2）が、約千八百工場ありますが、このうちまだ設置認可を受けていない工場が約八十工場あります。

ご存知のように、豊島区は工場が非常に多い制限を受ける住居専用地域と住居地域が区々面積の約68%を占めています。従って、

工場設置の相談を受ける中で、公害の基準を満たしていても、この制限に抵触しているために認可を受けられないケースもかなりあります。また、すでに操業している工場でも、機械を増設するときに変更認可を受けないで無理に工場を拡張したため、かえって行き詰ってしまい、その結果公害を発生し、ひいては近隣に迷惑をかけるようなケースもかなりあります。

そこで豊島区では、条例の規定を積極的に生かすため、認可を受けて検査の結果、基準が守られている工場には、結果、基準が守られている工場に届出することにより、常に公害防止を自覚し、また一般市民も工場が認可を受けているかどうかを判断できると同時に、日常の監視がしやすいよう進めています。従って、工場を営営される方は必ず認可を受けるようくれぐれもご注意ください。

工場に対する規制は

この条例は、主な公害発生源としてまず工場をとらえ、そこから発生する公害を未然に防ぐため、工場に対して事前規制のたてまえをとっています。

つまり、工場事業者は、工場を新設したり変更するときはあらかじめ区長に認可申請書を出し、ばい煙や粉じん、あるいは騒音、

保健所 カレンダー

午前—9:00~10:30
午後—1:00~2:30
(受付時間)

事業名	曜日	実施日	
		池袋保健所 電：(087)417140	長崎保健所 電：(957)119140
一般成人健康相談	日	7、14、21、28日(午前)	5、12、19、26日(午前)
療育相談	月	12、26日	午後
乳幼児健康診査 (4か月児)	火	6、13日 (50年12月生まれの方)	6、13日 ()
3歳児健康診査	水	20日() (48年3月生まれの方)	20、26日 ()
成人病相談	木	7、21日()	2、16、30日
ツベルクリ反応検査	金	6、13日()	21日()
母子健康相談	土		14、28日
産婦健康診査	日	8、15日	8、15日
乳健に伴う 母親の結核健診	月	8、15日()	6、13日()
結核予防接種(BCG)	火	8、15日()	23日()
3歳児心理相談	水	22日()	22、28日
3歳児歯科健康診査	木	22日()	22、28日
婦科衛生相談室	金	1、8、15、22日	午前
精神衛生相談	土	23日	午後 9日
育児相談	日		23日
母親学級	月	2、9、16、23日() 午後1:00~4:00	7、14、21、30日

指定作業場の届出

指定作業場とは、公害を発生しやすいもので工場に準ずるものとして、条例で表3のとおり指定されています。そして、ばい煙、騒音等の基準はほぼ工場に対する基準と同じですが、この場合は届出制をとっています。

つまり、これらの事業場を設置し、または変更しようとするときは、あらかじめ区長に届出なければなりません。

以上、工場と指定作業場について簡単に紹介しましたが、細かいことについては分りにくい点があることかと思っておりますので、くわしいことは公害課（内線2841）までどうぞ。

表1 騒音

種別	時間区分	音量基準
第1種区域	朝・夕	40ホン
	夜	45 "
第2種区域	朝・夕	45 "
	夜	50 "
第3種区域	朝・夕	55 "
	夜	60 "

表2 工場

第1種区域 第1種住居専用地域
第2種区域 第2種住居専用地域
第3種区域 住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域

朝 午前6時から午前8時まで
夕 午前8時から午後7時(8時)まで
夜 午後7時(8時)から午後11時まで
() 内は第3種区域に限る

表3 指定作業場(豊島区で比較的多いものだけを掲げてあります)

1. 定格出力の合計が2.2キロワット以上の原動機を使用する物品の製造、加工または作業を常時行う工場

2. 定格出力の合計が0.75キロワット以上2.2キロワット未満の原動機を使用する物品の製造、加工または作業を常時行う工場

(1) 炭酸、編物、製袋
(2) 印刷または製本
(3) 木材の引割りまたははんごう削り
(4) 金属の打抜き、型取り、または切断(機械鋸を使用するものを除く)

3. 次に掲げる物品の製造、加工または作業を常時行う工場

(1) 電気またはガスを用いる金属の溶接または切断
(2) 塗料の吹付または溶剤を用いる塗料の加熱乾燥
(3) 金属の酸洗い、腐しよく、メッキまたは酸洗加工
(4) 写真の現像

表3 指定作業場(豊島区で比較的多いものだけを掲げてあります)

1. 自動車駐車場(自動車等の収容能力が20台以上のもの)

2. ガソリンスタンド及び液化石油ガススタンド

3. 洗たく施設を有する事業場

4. めん類製造場

5. ボイラー(伝熱面積が5平方メートル以上のもの)または焼却炉(火格子面積が0.5平方メートル以上のもの)を有する事業場

認可番号 号

東京都公害防止条例

認可工場

認可年月日 昭和 年 月 日

認可者 東京都豊島区長

工場名	工場設置者の氏名	工場所在地
業種	代表者	() 電話()

材料はプラスチック製で白色で(寸法25.7mm×36.4mm)

通算年金制度

各公的年金の加入は、通算されます

公的年金制度には、厚生年金、共済組合等(加入期間20年)と国民年金(25年の支払い期間1年給により短縮)があり、年金を受給するには以上のような期間が必要ですが、しかし、転職等で年金をたびたび変わると、この年数を満たすことができず、年金が全く受けられない場合も出てきます。

そこで、どの年金に移っても、各年金の加入期間を合算して一定の期間があれば、それぞれの年金から加入期間に応じた通算老齢年金を支給するようにしたのが「通算年金制度」です。(下図参照)

以上、詳細の問い合わせ、また

図書館の講演会

区史編纂さんのほれ話

区内の旧家などから、かつて武蔵野の面影を物語る資料が区に寄せられることがあり、現在、進められている区の新編区史編纂さんの中で、貴重な郷土資料となつていきます。これらの資料をとりあててのほれ話を聞く会を開きます。

お誘い合わせのうえどうぞ。

とき：3月31日 午後1時30分

ところ：区立南大塚社会教育会館 南大塚2の36 4301

講師：豊島区史編纂委員長 立教大学教授 林 英夫氏

詳しくは奉仕係・内線3515

池袋中学校スポーツ

利用日変更のお知らせ

四月から、次のようになります

とき：4月16日から6月18日まで

の毎週金曜午前10時～正午

ところ：区民センター 音楽室

定員：150名(先着順)

受講料：無料・テキスト自己負担

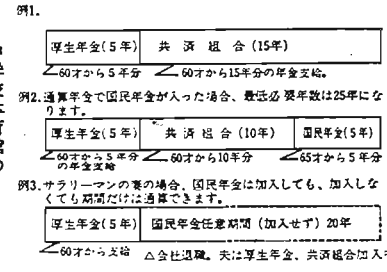
対象：区内在住の20歳以上の方

全期間通して受講できる方

講師：三松学舎大学教授 青山 忠一氏

利用日	時間	受講料
4月16日	午前9時～午後3時	1時分 500円
4月23日	午前9時～午後3時	1時分 500円
4月30日	午前9時～午後3時	1時分 500円
5月7日	午前9時～午後3時	1時分 500円
5月14日	午前9時～午後3時	1時分 500円
5月21日	午前9時～午後3時	1時分 500円
5月28日	午前9時～午後3時	1時分 500円
6月4日	午前9時～午後3時	1時分 500円
6月11日	午前9時～午後3時	1時分 500円
6月18日	午前9時～午後3時	1時分 500円

必要事項を記入の上、4月20日までに当課に届くようご返送ください。詳しくは、いずれも調査係(内線2685)まで。



中学校体育館の団体利用について

利用団体の増加に伴い、従来の仮申込公開抽選を、5月の使用から中学校別団体登録制にします。

資格：区内在住の在勤者の編成団体

登録方法：常時、受付していただきます。必要事項を記入の上、どうぞ。

※利用日は、指定された抽選日に参加していただき、決定します。なお、登録は団体一枚限り、詳しくは、いずれも体育課管理係(内線3481)までどうぞ。

アーチェリー 教室実射会

とき：4月9・16・23日 5月7・14・21日

※フィールド実射会は4月25日、城山フィールドレンジにて。

ところ：区総合体育場01094

定員：20名(高校生以上の区民)

参加費：二千六百円(実射費含む)

用具代：クラブ・アームガード・ストラップ代二千四百円(用具持参者は不要)

申込み：3月26日から先着順。区アーチェリー協会82301(吉川または小沼まで)受付

5月6日から6月11日まで、小学校の移動教室が行われるため、区民の方のご利用ができませんので、ご注意ください。詳しくは、区民係(内線2415)へ。

水質検査日の変更のお知らせ

4月から水質検査日が、月曜日の午前中に変更されます。

検査を希望される方は、事前に保健所から容器をもらい、水を入れて、ご持参ください。

軽自動車税について

原動機付自転車(バイク)、軽自動車などに対する軽自動車税は4月1日現在で課税されます。

現在使用していない、これらの車がある場合は3月中に廃車の手続きをすれば、昭和51年度の軽自動車税は課税されません。納税通知書は4月15日郵送しますが、住所変更などのある場合は、お早目に届け出るようにしてください。

なおバイクに関する届出などは区役所係ですが、軽自動車などに限っては東区東区役所係に届出してください。お間違いないように。詳しくは税務係・内線2313

校庭開放指導員の募集

小学校の校庭を、児童に(土曜午後・日曜・祝日等)開放しています。

このため開放時の施設管理・利用者の事故防止と指導育成にあたる指導員を募集します。

希望される方は、ハガキに住居、氏名、年齢、職業、電話番号、青少年団体指導経験の有無を記入の上、社会教育課・管理係(内線3452)まで。

給食調理員の募集

4月から三か月間(勤務時間15時間)、九〇〇円。詳しくは保育係(内線2721)

区民係(内線2415)へ。

変更のお知らせ

4月から水質検査日が、月曜日の午前中に変更されます。

検査を希望される方は、事前に保健所から容器をもらい、水を入れて、ご持参ください。

軽自動車税について

原動機付自転車(バイク)、軽自動車などに対する軽自動車税は4月1日現在で課税されます。

現在使用していない、これらの車がある場合は3月中に廃車の手続きをすれば、昭和51年度の軽自動車税は課税されません。納税通知書は4月15日郵送しますが、住所変更などのある場合は、お早目に届け出るようにしてください。

なおバイクに関する届出などは区役所係ですが、軽自動車などに限っては東区東区役所係に届出してください。お間違いないように。詳しくは税務係・内線2313

校庭開放指導員の募集

小学校の校庭を、児童に(土曜午後・日曜・祝日等)開放しています。

このため開放時の施設管理・利用者の事故防止と指導育成にあたる指導員を募集します。

希望される方は、ハガキに住居、氏名、年齢、職業、電話番号、青少年団体指導経験の有無を記入の上、社会教育課・管理係(内線3452)まで。

給食調理員の募集

4月から三か月間(勤務時間15時間)、九〇〇円。詳しくは保育係(内線2721)

区民係(内線2415)へ。

変更のお知らせ

4月から水質検査日が、月曜日の午前中に変更されます。

検査を希望される方は、事前に保健所から容器をもらい、水を入れて、ご持参ください。

軽自動車税について

原動機付自転車(バイク)、軽自動車などに対する軽自動車税は4月1日現在で課税されます。

現在使用していない、これらの車がある場合は3月中に廃車の手続きをすれば、昭和51年度の軽自動車税は課税されません。納税通知書は4月15日郵送しますが、住所変更などのある場合は、お早目に届け出るようにしてください。

なおバイクに関する届出などは区役所係ですが、軽自動車などに限っては東区東区役所係に届出してください。お間違いないように。詳しくは税務係・内線2313

校庭開放指導員の募集

小学校の校庭を、児童に(土曜午後・日曜・祝日等)開放しています。

このため開放時の施設管理・利用者の事故防止と指導育成にあたる指導員を募集します。

希望される方は、ハガキに住居、氏名、年齢、職業、電話番号、青少年団体指導経験の有無を記入の上、社会教育課・管理係(内線3452)まで。

給食調理員の募集

4月から三か月間(勤務時間15時間)、九〇〇円。詳しくは保育係(内線2721)

区民係(内線2415)へ。

変更のお知らせ

4月から水質検査日が、月曜日の午前中に変更されます。

検査を希望される方は、事前に保健所から容器をもらい、水を入れて、ご持参ください。

軽自動車税について

原動機付自転車(バイク)、軽自動車などに対する軽自動車税は4月1日現在で課税されます。

現在使用していない、これらの車がある場合は3月中に廃車の手続きをすれば、昭和51年度の軽自動車税は課税されません。納税通知書は4月15日郵送しますが、住所変更などのある場合は、お早目に届け出るようにしてください。

なおバイクに関する届出などは区役所係ですが、軽自動車などに限っては東区東区役所係に届出してください。お間違いないように。詳しくは税務係・内線2313

校庭開放指導員の募集

小学校の校庭を、児童に(土曜午後・日曜・祝日等)開放しています。

このため開放時の施設管理・利用者の事故防止と指導育成にあたる指導員を募集します。

希望される方は、ハガキに住居、氏名、年齢、職業、電話番号、青少年団体指導経験の有無を記入の上、社会教育課・管理係(内線3452)まで。

給食調理員の募集

4月から三か月間(勤務時間15時間)、九〇〇円。詳しくは保育係(内線2721)

区民係(内線2415)へ。

変更のお知らせ

4月から水質検査日が、月曜日の午前中に変更されます。

検査を希望される方は、事前に保健所から容器をもらい、水を入れて、ご持参ください。

軽自動車税について

原動機付自転車(バイク)、軽自動車などに対する軽自動車税は4月1日現在で課税されます。

現在使用していない、これらの車がある場合は3月中に廃車の手続きをすれば、昭和51年度の軽自動車税は課税されません。納税通知書は4月15日郵送しますが、住所変更などのある場合は、お早目に届け出るようにしてください。

なおバイクに関する届出などは区役所係ですが、軽自動車などに限っては東区東区役所係に届出してください。お間違いないように。詳しくは税務係・内線2313

校庭開放指導員の募集

小学校の校庭を、児童に(土曜午後・日曜・祝日等)開放しています。

このため開放時の施設管理・利用者の事故防止と指導育成にあたる指導員を募集します。

希望される方は、ハガキに住居、氏名、年齢、職業、電話番号、青少年団体指導経験の有無を記入の上、社会教育課・管理係(内線3452)まで。

給食調理員の募集

4月から三か月間(勤務時間15時間)、九〇〇円。詳しくは保育係(内線2721)

区民係(内線2415)へ。

変更のお知らせ

4月から水質検査日が、月曜日の午前中に変更されます。

検査を希望される方は、事前に保健所から容器をもらい、水を入れて、ご持参ください。

軽自動車税について

原動機付自転車(バイク)、軽自動車などに対する軽自動車税は4月1日現在で課税されます。

現在使用していない、これらの車がある場合は3月中に廃車の手続きをすれば、昭和51年度の軽自動車税は課税されません。納税通知書は4月15日郵送しますが、住所変更などのある場合は、お早目に届け出るようにしてください。

なおバイクに関する届出などは区役所係ですが、軽自動車などに限っては東区東区役所係に届出してください。お間違いないように。詳しくは税務係・内線2313

校庭開放指導員の募集

小学校の校庭を、児童に(土曜午後・日曜・祝日等)開放しています。

このため開放時の施設管理・利用者の事故防止と指導育成にあたる指導員を募集します。

希望される方は、ハガキに住居、氏名、年齢、職業、電話番号、青少年団体指導経験の有無を記入の上、社会教育課・管理係(内線3452)まで。

給食調理員の募集

4月から三か月間(勤務時間15時間)、九〇〇円。詳しくは保育係(内線2721)

区民係(内線2415)へ。

変更のお知らせ

4月から水質検査日が、月曜日の午前中に変更されます。

検査を希望される方は、事前に保健所から容器をもらい、水を入れて、ご持参ください。

軽自動車税について

原動機付自転車(バイク)、軽自動車などに対する軽自動車税は4月1日現在で課税されます。

現在使用していない、これらの車がある場合は3月中に廃車の手続きをすれば、昭和51年度の軽自動車税は課税されません。納税通知書は4月15日郵送しますが、住所変更などのある場合は、お早目に届け出るようにしてください。

なおバイクに関する届出などは区役所係ですが、軽自動車などに限っては東区東区役所係に届出してください。お間違いないように。詳しくは税務係・内線2313

校庭開放指導員の募集

小学校の校庭を、児童に(土曜午後・日曜・祝日等)開放しています。

このため開放時の施設管理・利用者の事故防止と指導育成にあたる指導員を募集します。

希望される方は、ハガキに住居、氏名、年齢、職業、電話番号、青少年団体指導経験の有無を記入の上、社会教育課・管理係(内線3452)まで。

給食調理員の募集

4月から三か月間(勤務時間15時間)、九〇〇円。詳しくは保育係(内線2721)

印鑑捺印の切り替えは、9月30日までです。お急ぎは、お急ぎを。

豊島区春季スポーツ祭典

種目	期日	会場	参加費	申込	申込先	申込期限
バレーボール	4月18日・29日	豊島体育館	1チーム 2,000円	6人制トーナメント	区民係	4月14日
バスケットボール	4月11日	豊島体育館	1チーム 2,000円	トーナメント15分ハーフ	区民係	4月1日
卓球	5月9日	豊島体育館	1チーム 1,500円 個人 300円	トーナメント団体戦・個人戦	区民係	4月30日
軟式テニス	5月16日	城北中央公園	1ペア 800円	トーナメント・個人戦	区民係	5月10日
バドミントン	5月16日	豊島体育館	1ペア 700円	トーナメント・ダブルスのみ	区民係	5月10日
ソフトボール	5月23日・30日	未定	1チーム 2,000円	トーナメント	区民係	5月14日
ファミリーハイキング	5月2日	千歳貝こども園	大人 2,500円 小学生 2,000円	レクリエーションゲームなど	区民係	4月19日

詳しいことは 新日本体育連盟豊島区連盟 〒170 豊島区東池袋1の15の12 ☎ 981-1345 / 8315

第29回都民体育大会豊島区代表選手選出大会

種目	期日	会場	時間	申込	参加費	連絡先	
バスケットボール	4/23, 29	区民体育館	4/15	男子トーナメント	1チーム 971-1064 5,000 973-9500	前田	
バドミントン	4/4	区民体育館	4/1	一般男子A・B・C 一般女子A・B	1組500	912-2826 千葉	
バレーボール	4/11・12	区民体育館	4/1	一般男子・女子 家庭球入りの部	1チーム 2,000	981-4628 前田	
柔道	5/5	区民体育館	4/24	一般の部 (3段、2段、初段、外外) 少年の部(小・中学生)	個人50	955-4298 速原	
剣道	5/9	区民体育館	4/23	一般の部・高校男子・女子 中学2年・3年、中学女子	個人100 団体600	986-5427 近和中学 今津	
卓球	4/18	区民体育館	4/8	一般男子・女子 シニア・ベテラン (各シングル)	100	985-5213 971-3219	成橋 成橋
弓道	4/11	総合体育館	当日	28m射36cmの中射	100	957-6212 内野	
軟式野球	4/18	総合体育館	4/9	一般男子一部・二部 壮年・女子	1組500	971-1771 高津産業	
ソフトボール	4/14, 15, 16 19, 20, (ナイター)	区民体育館	4/5	男子・女子トーナメント	1チーム 3,000	981-4628 前田	
アーチェリー	4/18, 5/16 5/23	未定	当日	50m・30m 36射	200	971-2046 吉川	
ライフル射撃	4/25 (予定)	アサカ	3/30	ARS40 ARP60 SBP60	1,300 1,300 1,600	916-7171 法政スケート センター志田	
クレー射撃	4/4	豊島山	当日	トラップ 50連射 スキート	2,000	988-6066 荒山	
馬術	4月上旬	立大馬場	未定	B馬場 一般乗客	2,000	963-0344 茶川	

区民春季体育大会

区代表選手選出

このしも都民体育大会豊島区代表選手の出選をかねて、区民春季体育大会を、左表の種目・日程のとおり開きます。

ふるってみなさんご参加をお待ちしています。

受付：区民体育館(内線3485)

3月26日から4月2日まで、プール補修工事のため、休場いたします。

豊島体育館温水プール 休場のお知らせ

☆無料「法律相談」

第二東京弁護士会から、夫婦・親子、住まい関係など、どんな法律問題にも応じます。

とき：3月27日・29日の3日間

午前10時～午後4時まで受付

ところ：西武百貨店池袋店 7階

詳しくは当会 981-2255へ。

☆行政書類作成の無料相談

東京都行政書士会から、官公署に提出する書類、権利義務、事実の証明に関する書類作成などの相談に応じます。

とき：3月30日・31日 2日間

午前10時～午後4時まで。

ところ：西武百貨店池袋店 7階

詳しくは当会 561-4824へ。